

【重要】

2月12日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。各専門学校等におかれては、引き続き、感染対策の徹底と生徒の学修機会の確保を両立する工夫をお願いします。なお、「学校の取扱い」については、変更はありません。

事務連絡
令和3年2月15日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）

令和3年2月12日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われました。

この変更は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む法の改正が行われたことを踏まえたものです。なお、緊急事態措置の対象とすべき区域は、引き続き、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県とされており、学校の取扱いに係る記載についても、令和3年2月3日付生涯学習推進課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について（周知）」によりお知らせした内容から変更はありません。

各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）におかれては、引き続き、令和3年1月8日付総合教育政策局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）」及び令和3年1月29日付総合教育政策局長通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」等において示した留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡

大を防止するための対策の徹底と、生徒の学修機会の確保の両立にお取り組み
いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会
におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置
する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件
について周知いただきますようお願いいたします。

記

(変更後の対処方針)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r_030212.pdf

(学校の取扱いに係る記載)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求
めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請す
る。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やか
な学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナ
ウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要
請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の
効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応するこ
とを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親
会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣
言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を
要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染
防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定ど
おり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症
対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染
者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915